

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月17日
【会社名】	フランスベッドホールディングス株式会社
【英訳名】	FRANCE BED HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 茂
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目22番1号
【電話番号】	03 - 6741 - 5501（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役（経理グループ担当） 島田 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目22番1号
【電話番号】	03 - 6741 - 5501（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役（経理グループ担当） 島田 勉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 14,305,500円 （注）本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止、新たな報酬制度の導入及び既存の報酬限度額の減額を中心とする、役員報酬制度の見直しを行いました。その中で、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、対象取締役及び当社子会社取締役（以下、「対象取締役等」と総称します。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、平成29年6月23日開催の第14期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額100,000千円以内の金銭報酬を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として当社普通株式の割当を受けた日より3年間から6年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本募集は、本制度を踏まえ、平成30年7月17日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本制度の概要等につきましては、以下の通りです。

<本制度の概要等>

本制度は、当社株価に基づき実質の報酬額が変動する株式報酬制度の一種であり、一定期間継続して当社の取締役を務めることを条件とする「長期業績連動株式報酬」と、当該条件に加えて当社の中長期的な企業価値向上に向けた業績目標の達成を条件とする「中期業績連動株式報酬」により構成されます。

対象取締役等は、本制度に基づき、当社及び当社子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度において、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、「長期業績連動株式報酬」と「中期業績連動株式報酬」を合わせて、年額100,000千円以内といたします（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）。ただし、当該金銭報酬債権は、原則として譲渡制限期間にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、「長期業績連動株式報酬」と「中期業績連動株式報酬」を合わせて、実質的には1事業年度当たり16,660千円以内に相当するように支給することを考えております。

また、本制度により当社が対象取締役等に対して発行し又は処分する普通株式の総数は、年120,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。ただし、前述の通り、本制度においては、原則として、譲渡制限期間の初年度に、譲渡制限期間にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しているため、長期業績連動株式報酬と中期業績連動株式報酬を合わせて、実質的には1事業年度20,000株以内に相当するように株式を付与することを考えております。

今回は、本制度の目的、当社グループの業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役員として有能な人材を登用するとともに、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、以下の様に付与することと致しました。

長期業績連動株式報酬：金銭報酬債権9,350,000円、普通株式10,000株
（うち対象取締役1,028,500円、1,100株）

中期業績連動株式報酬：金銭報酬債権4,955,500円、普通株式5,300株
（うち対象取締役748,000円、800株）

（以下、上記 を合計した金銭報酬債権を「本金銭報酬債権」、普通株式を「本株式」といいます。）
なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、長期業績連動株式報酬については当社の第16期～第21期事業年度（平成30年4月1日～平成36年3月31日）または第16期～第20期事業年度（平成30年4月1日～平成35年3月31日）の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための譲渡制限付株式報酬として、中期業績連動株式報酬については当社の第16期～第18期事業年度（平成30年4月1日～平成33年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として割当予定先である対象取締役等に対して支給された金銭報酬債権を出資財産とする自己株式処分を通して付与されるものです。

また、当社は、対象取締役等との間で、大要、以下の内容をその内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること、中期業績連動株式報酬については、譲渡制限期間における連結自己資本利益率（連結ROE）など、当社の取締役会が予め設定した業績達成度に応じて、割り当てた株式の全部又は一部について、譲渡制限を解除すること等が含まれることといたします。

そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

< 本譲渡制限契約の概要等 >

(1) 譲渡制限期間

長期業績連動株式報酬：平成30年8月2日～平成35年7月20日（対象取締役）

平成30年8月2日～平成36年7月20日（当社子会社の取締役）

中期業績連動株式報酬：平成30年8月2日～平成33年7月20日

(2) 譲渡制限の解除条件及び解除株式数等

長期業績連動株式報酬

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間満了時点において対象取締役等が保有する全株式数について、譲渡制限を解除する。

中期業績連動株式報酬

各年度の金銭報酬債権が対象とする事業年度（以下、「支給対象期間」といいます。）ごとに、対象取締役等が支給対象期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、以下の株式数につき譲渡制限を解除する。

譲渡制限の解除株式数は、支給対象期間の満了時点において、対象取締役等が保有する株式数に、予め取締役会で決議された業績目標としての連結自己資本利益率（連結ROE）（「以下「業績目標」といいます。）の達成度に応じて決定される解除率を乗じた数の株式数とする。なお、当該解除率は、取締役会が別途定める4段階の範囲で設定される業績目標達成度に応じて0%～100%の範囲で設定する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年、その他の正当な事由により退任した場合

長期業績連動株式報酬

・ 譲渡制限の解除株式数

当該退任時点において保有する株式数に、本払込期日を含む月から退任日を含む月までの月数（以下「在職期間」といいます。）を72または60で除した結果得られる数（1を超える場合は1とする。）を乗じた結果得られる株式数の譲渡制限を解除する（単元株式数に満たない数は切り捨て）

・ 譲渡制限解除の時期

当該退任時点の直後とする

中期業績連動株式報酬

・ 譲渡制限の解除株式数

退任時点において、支給対象期間が満了している株式については、(2)に記載する業績目標の達成度に基づき算出された株式数について譲渡制限を解除する。退任時点において、支給対象期間が満了していない株式については、当該時点における(2)の業績目標の見込みに基づき算出された株式数に、付与対象者の譲渡制限期間に係る在職期間を36で除した数を乗じた数の株式数（単元未満株は切り捨て）を原則として、取締役会で決定した数の株式について譲渡制限を解除する。

・ 譲渡制限解除の時期

当該退任時点の直後とする

(4) 当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点もしくは(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本株式については、当社が当然に無償で取得する。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、（以下「本自己株式処分」といいます。）金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	15,300株	14,305,500	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	15,300株	14,305,500	-

(注) 1. 「第1【募集要項】 1【新規発行株式】 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づく対象取締役等に割当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づき、長期業績連動株式報酬については、当社の第16期～第21期事業年度（平成30年4月1日～平成36年3月31日）または第16期～第20期事業年度（平成30年4月1日～平成35年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として、中期業績連動株式報酬については、当社の第16期～第18期事業年度（平成30年4月1日～平成33年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

長期業績連動株式報酬

(単位：円)	割当株数	払込金額	内容
当社取締役：2名	1,100株	1,028,500円	5事業年度分（第16期～第20期事業年度）
当社子会社取締役：1名	8,900株	8,321,500円	6事業年度分（第16期～第21期事業年度）

中期業績連動株式報酬

(単位：円)	割当株数	払込金額	内容
当社取締役：2名	800株	748,000円	3事業年度分（第16期～第18期事業年度）
当社子会社取締役：1名	4,500株	4,207,500円	3事業年度分（第16期～第18期事業年度）

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
935	-	100株	平成30年7月25日 ～平成30年8月1日	-	平成30年8月2日

(注) 1. 「第1【募集要項】 1【新規発行株式】 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役等に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. また、本自己株式処分は、本制度に基づき、長期業績連動株式報酬については、当社の第16期～第21期事業年度（平成30年4月1日～平成36年3月31日）または第16期～第20期事業年度（平成30年4月1日～平成35年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として、中期業績連動株式報酬については、当社の第16期～第18期事業年度（平成30年4月1日～平成33年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
フランスベッドホールディングス株式会社 本店	東京都新宿区西新宿六丁目22番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	120,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき、長期業績連動株式報酬については、当社の第16期～第21期事業年度(平成30年4月1日～平成36年3月31日)または第16期～第20期事業年度(平成30年4月1日～平成35年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として、中期業績連動株式報酬については、当社の第16期～第18期事業年度(平成30年4月1日～平成33年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日） 平成30年6月22日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の提出日（平成30年7月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成30年6月28日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年7月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年7月17日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

フランスベッドホールディングス株式会社 本店
（東京都新宿区西新宿六丁目22番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。